

第12回

障害年金の仕組みと課題

本連載では、年金制度の現状、課題と将来像について、制度の理念や根底の考え方に立ち戻りつつ、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えていきます。今回は、障害年金の仕組みを説明した上で、その課題について論じます。

1 障害基礎年金は1級と2級があり、障害厚生年金には3級等もある

障害基礎年金には1級と2級があります。厚生年金被保険者には、障害厚生年金の1級・2級が上乘せされるほか、障害厚生年金3級や障害手当金もあります。

障害基礎年金の2級は、老齢基礎年金の40年加入の満額と同額(年額816,000円(令和6年度以下同じ))です。1級はその1.25倍(年額1,020,000円)です。

障害基礎年金には、受給権者が生計を維持している子(18歳になった後の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級・2級の子)がいるときは、子の加算額(2人まで1人年額234,800円、3人目以降は1人年額78,300円)が加算されます。

一方、障害厚生年金2級は、老齢厚生年金の報酬比例部分の年金額と同じ計算式で、1級はその1.25倍です。本人の平均標準報酬額(賞与を含み全加入期間を平均した月額で、過去の賃金は賃金スライドで現在価値に再評価)に、給付乗率である1千分の5.481を乗じ、これに被保険者期間の月数を乗じて計算します。厚生

年金の被保険者期間が300カ月(25年)未満の場合は、年金額が少額とならないよう、300カ月とみなして計算します。

また、障害厚生年金1・2級の場合に、受給権者に生計を維持されている65歳未満の配偶者がいるときは、配偶者の加給年金額(年額234,800円)が加算されます。

障害厚生年金3級は、報酬比例のみの年金額であるため、障害基礎年金2級の4分の3の金額(年額612,000円)が、最低保障額です。

3級の障害よりやや軽い障害の場合、一時金として、障害手当金(報酬比例の年金額の2年分)を受給できます。

障害基礎年金の受給者数は205.5万人であり、その半数を超える111.3万人は、20歳前の傷病による障害基礎年金の受給者です。障害厚生年金は3級を含めて48.6万人です。

2 初診日要件、保険料納付要件、障害要件の3つの支給要件

「初診日要件」は、公的年金制度は保険の仕組みですから、被保険者である期間に保険事故が生じたことが基本です。「初診日」とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日のことです。傷病の発生時点の判定は難しいので、客観的に把握できる「初診日」を、保険事故の発生時点としています。

初診日に、国民年金(第1号・第3号被保険者)と厚生年金のどちらに加入しているかにより、障

害基礎年金だけが、障害厚生年金も対象になるかが異なります。

「保険料納付要件」は、初診日の前日において、初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上という要件です。特例として、初診日が令和8年3月31日までのときは、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がない場合は、要件を満たします。

「障害要件」は、障害認定基準で、身体機能の障害、精神の障害、神経系統の障害、内部障害、重複障害の種類に応じて、詳しく書かれています。

20歳前傷病による障害基礎年金は、無拠出の年金であるため、前年の所得が472.1万円を超える場合は全額停止となり、370.4万円を超える場合は2分の1が支給停止となります。

障害年金の給付内容

(年額は令和6年度)

	1級	2級	3級	障害手当金(一時金)
障害厚生年金(2階)	報酬比例額の1.25倍	報酬比例額	報酬比例額	報酬比例額の2年分
	配偶者加給 234,800円			
障害基礎年金(1階)	1,020,000円(2級の1.25倍)	816,000円(老齢基礎年金満額)	※報酬比例額の計算では、被保険者期間が300月に満たない場合は、300月とみなす ※障害厚生年金3級では、障害基礎年金2級の4分の3の額が、最低保障額	
	子の加算 1人234,800円(第3子以降は1人78,300円)			



高橋 俊之

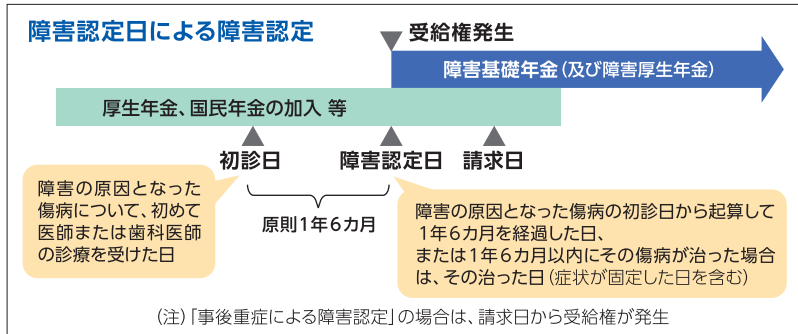
日本総合研究所特任研究員
(前厚生労働省年金局長)

3 障害認定日による障害認定では、 障害認定日から受給権が発生する

いつの時点の障害の状態を障害等級と照らして認定するかは、「障害認定日」による障害認定」が基本です。「障害認定日」とは、障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6カ月を経過した日のことです。ただし、1年6カ月以内にその傷病が治った場合は、その治った日(症状が固定した日を含む)を言います。

主治医に、障害認定日における障害の状態について診断書を書いてもらって、障害年金の認定請求を行います。

実際の障害年金の請求では、障害認定日よりしばらく後で、主治医に障害認定日における状況について診断書を書いてもらい、遅れて請求することがよくあります。この場合でも、障



害認定日が受給権の発生日であり、障害認定日の属する月の翌月から障害年金が支給開始されます。遅れて請求する場合は、請求日から5年の消滅時効の範囲内の分を、一括して受け取れます。

このほか、「事後重症による障害認定」があります。障害認定日に障害等級表に定める障害の状態に該当しなかった人でも、その後症状が悪化し、障害等級表に定める障害の状態になったときには、主治医に請求時点の障害の状態の診断書を書いてもらい、障害年金を請求できます。

事後重症による障害認定の場合は、請求日に受給権が発生し、請求日の属する月の翌月から障害年金を受給できます。請求日の翌月分からの支給となるため、請求が遅くなると、請求までの間は障害年金を受給できません。

4 障害年金の課題

次の年金制度改正に向けた社会保障審議会年金部会の議論では、障害年金の見直しも、検討課題となっています。まだ具体的な検討の方向は示されていませんが、いくつかの論点を紹介します。

1つは、障害厚生年金の初診日要件の課題です。厚生年金被保険者であった人でも、初診日の時点では厚生年金被保険者でなかった場合は、障害基礎年金しか受給できません。

厚生年金保険料を長期間にわたって納付してきた者については、その納付実績を評価する形で、被保険者資格喪失後に初診日がある

場合についても、障害厚生年金を支給してはどうか、という意見があります。

また、事後重症による障害年金の受給権の発生日についても課題があります。事後重症による障害認定では、障害認定日による請求と異なり、受給権の発生日は請求日と規定され、請求日の属する月の翌月から支給と法律で規定されており、さかのぼっての受給はできません。

事後重症の場合でも、障害等級に該当するに至った日が診断書で確定できるのであれば、5年の時効の範囲内で、その翌月までさかのぼって障害年金を支給してはどうか、という意見があります。

また、障害基礎年金の年金額の課題もあります。マクロ経済スライド調整により、障害年金も、将来、所得代替率で見た給付水準が今より低下します。若い頃に障害になった場合には、給付期間は長く続きます。老齢年金は、平均寿命の伸びに伴う就労期間の伸びにあわせて、厚生年金の加入期間を伸ばして、給付水準の低下を補えますが、障害年金では、それはできません。

基礎年金の拠出期間が45年化された場合は、加入者全体で拠出期間を45年に伸ばす効果を、障害基礎年金にも及ぼして、将来の水準の低下を防ぐ必要があり、その場合、基礎年金45年化の施行日前に初診日がある受給者の年金額については、どのように対応すべきか、という論点もあります。

【この記事の詳しい説明は、筆者の日本総合研究所の研究員紹介のページに掲載しています。[日本総合研究所 高橋俊之]でwebを検索してください。】